右当事者間の調停無効確認事件について、新潟地方裁判所が昭和二八年三月一六日言渡した判決に対し、上告人から当裁判所に対し上告の申立があつたが、裁判所法一六条三号、民事訴訟法三九三条一項によれば、本件は当裁判所の管轄には属せず、東京高等裁判所の管轄に属するものと認められるから、民事訴訟法三〇条によって同裁判所に移送するを相当と認め、裁判官全員の一致で次のとおり決定する。

本件を東京高等裁判所に移送する。

## 昭和二八年七月一四日

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎